

神労発基 0713 第 1 号
令和 5 年 7 月 13 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
会長 加藤 英治 殿

神奈川労働局長



死亡労働災害防止の取組について

日頃から、労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では、令和 5 年に第 14 次労働災害防止計画（神奈川計画）を策定し、令和 9 年（最終年）の死亡者数 20 人以下、死傷者数 7,400 人以下を目標とする労働災害防止対策を行政の最重点課題として取り組んでいるところでありますが、本年 6 月末現在で死亡者数 18 人と令和 4 年同期と比較して 12 人の増加となっており、憂慮すべき状況となっています。

特に道路貨物運送事業につきましては、死亡者数 3 人と去年同期から 2 人増加しております。また、亡くなられた 3 人はいずれも貨物自動車運転手で、荷役作業中の災害で亡くなっています。

貨物自動車運転手の労働災害防止につきましては、荷主側からの荷の形状や重量、荷の積降し場所の状況等についての情報提供等が必要であり、荷主の協力なしに達成できないことが多いことから、荷主となる事業場に対する周知・啓発が不可欠となります。

つきましては、このような最近の死亡労働災害の発生状況を踏まえ、貴団体におかれましては、傘下会員事業場のうち、貨物自動車の運転者を雇用している事業場、貨物自動車による荷の発送・受け取りを行っているすべての事業場に対しまして、同封のパンフレット内容を周知いただき、貨物自動車運転手の労働災害防止への協力について、特段の御指導方よろしくお願いいたします。

問合せ先：神奈川労働局労働基準部安全課

陸上貨物運送事業労働災害防止担当 原田

電 話：045-211-7352（電話は平日 8:30～17:15）

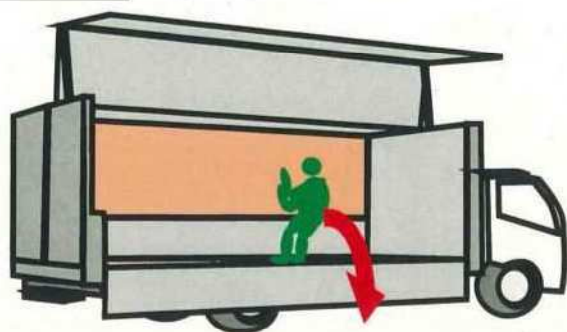
E-mail: harada-akinori.c83@mhlw.go.jp（文字はすべて半角）

運送業での死亡災害が**急増**しています！

神奈川県内のトラックドライバーの死亡労働災害が、令和5年5月末時点で既に3件発生しており、昨年を上回る発生状況となっています。

以下の災害発生事例を参考に、運送業の事業場におかれましてはトラックドライバーへの安全装備の使用と教育の徹底を、トラックによる荷の運送を依頼している全ての事業場におかれましては、事業場内における荷役作業の安全対策を徹底していただき、死亡労働災害の防止に努めていただくようお願いします。

事例1



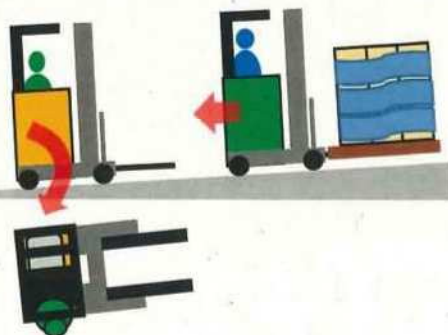
(発生状況)

中型トラック（ウイング車）運転者が、荷積み先の倉庫で片側のウイングとあおりを開放して荷積み準備を終え、荷台を後ろ向きに歩行中、約1メートル下の地面に墜落した。

(再発防止対策)

- ・開口部に背を向けて作業を行わせないこと。
- ・開口部に背を向け作業させざるを得ない場合は、保護帽（墜落時保護用のもの）、墜落制止器具（安全帯）を使用させること。

事例2



(発生状況)

トラック運転者が、荷台の空パレットを運び出す準備として、リーチフォークリフトでプラットフォーム上から地上のトラック脇まで移動の際、プラットフォームからの下りスロープを後進中に脱輪して35センチメートル下の地面に同車ごと落ち、同車の下敷きになった。

(再発防止対策)

- ・スロープに脱輪防止壁を取り付けること。
- ・スロープにフォークリフトが複数台通行することが無いよう、作業計画を策定すること。

事例3



(発生状況)

配送先構内の坂にタンクローリー車を停車し、エンジンを切らずに一旦作業場所に向かったところ、サイドブレーキのかかりが悪く、ローリー車が坂道を後進した。運転手がそれに気づき慌ててローリー車に駆け寄ったがローリー車とコンクリート壁に頭と頸椎を挟まれた。

(再発防止対策)

- ・車両を停車する場合は、平たんな場所に停車させること。
- ・停車する際はサイドブレーキをきちんとかけるとともに、輪留めを使用させること。

※ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインを厚生労働省ホームページでご確認ください。



ガイドライン
（荷の運送を
依頼する事業
者用）



ガイドライン
（運送事業者用）



神奈川労働局・労働基準監督署